

地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業実施要綱

(制定) 令和6年2月29日付5産労産事第534号

(改正) 令和6年10月23日付6産労産事第435号

(改正) 令和7年2月20日付6産労産事第610号

(改正) 令和8年1月30日付7産労産事第672号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が地産地消型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備の導入拡大を推進することで、温室効果ガスの排出削減及び電力系統への負荷軽減を図ること等を目的として行う、「地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 都は、都内で地産地消型再生可能エネルギー発電等設備若しくは再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業者、都内で蓄電池を単独で設置（既設の地産地消型再生可能エネルギー発電設備へ新規に併設する場合を含む。）する事業者又は都外（ただし、都内を管轄する一般送配電事業者の供給区域内に限る。以下同じ。）で地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を設置する事業者に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

2 都は、都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に太陽光発電システムを既に設置している事業者に対し、行政防災無線等の公共無線設備等への障害を防止するためのノイズフィルタ、シールドケーブル等の取付け（以下「無線設備に対する障害防止措置」という。）に係る経費を助成する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

一 地産地消型再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項により申請された発電事業に用いるものを除く。ただし、交付申請時点で再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第11条により廃止の届出を行った発電事業については、この限りではない。）

二 地産地消型再生可能エネルギー発電等設備 前号の設備及びそれに併設する蓄電池

三 地産地消型再生可能エネルギー熱利用設備 太陽熱、地中熱、温度差熱、地熱又はバイオマス熱を利用する設備及びその附属設備

四 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）

五 温度差熱利用 海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの

六 地中熱利用 昼夜間又は季節間の温度変化が少ない地中の熱を熱源とするもの

- 七 地熱利用 地球内部に形成される地熱地帯の熱を熱源とするもの
- 八 ノイズフィルタ 電源ケーブル等から発生する不要な電磁波を除去するフィルタ
- 九 シールドケーブル 電磁波の発生を抑制する材料で遮蔽された電源ケーブル
- 十 再エネ電気 地産地消型再生可能エネルギー発電設備から得られる環境価値を有する電気
- 十一 環境価値 再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する、二酸化炭素を排出しないという価値
- 十二 再エネ熱 地産地消型再生可能エネルギー熱利用設備から得られる環境価値を有する熱
- 十三 地域活性化につながる再エネ設備 地産地消型再生可能エネルギー発電設備のうち、地域経済の活性化や地産地消によるレジリエンス向上等につながる営農型太陽光発電設備、廃材等を利用したバイオマス発電設備又はソーラーカーポート及びそれらに併設する蓄電池
- 十四 営農型太陽光発電 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業
- 十五 ソーラーカーポート 太陽光発電設備を屋根に設置したカーポート
- 十六 再エネ設置地域 地産地消型再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を設置する場所が属する区市町村
- 十七 需要家 特定の施設に対して、再エネ電気等の供給を受け、当該施設で消費する事業を行う者
- 十八 リース契約 契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができるものであること。
 - イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。ただし、当事者間で合意の場合、この限りではない。
- 十九 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備を所有する者
- 二十 リース使用者 リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者
- 二十一 中小企業者 第5条第1項第一号ア及びイに規定する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の要件を満たす者
- 二十二 パワーコンディショナ 太陽電池が発電した直流電力を交流電力に変換する装置

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象設備を別に定める期間中に設置する次の各号のいずれかの事業であって、当該各号に掲げる要件を全て満たすもの、又は次項に掲げるものとする。

一 地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を都内に設置する事業

ア 当該設備から得られた再エネ電気を都内の特定の施設（建設工事現場を含む。また、住居

の用に供する部分を除く。)に供給し、当該施設で消費する事業であること。

イ 年間発電量が、当該電気を供給する施設の年間消費電力量の範囲内であること。

ウ 設備の導入に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」(最新版)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

エ 第四号に規定する助成対象事業又は都の資金を原資とする助成事業で蓄電池に対する助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある者が、当該蓄電池の設置施設に、新たに本助成金の交付を受けて設備を設置する事業にあつては、当該設備の発電容量が、当該蓄電池の定格容量を5時間で除した値以上であること。

オ 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

二 地産地消型再生可能エネルギー熱利用設備を都内に設置する事業

ア 当該設備から得られた再エネ熱を都内の特定の施設(住居の用に供する部分を除く。)に供給し、当該施設で消費する事業であること。

イ 年間発熱量が、当該熱を供給する施設の年間消費熱量の範囲内であること。

ウ 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

三 地域活性化につながる再エネ設備を都内に設置する事業

ア 当該設備から得られた再エネ電気を都内の特定の施設(建設工事現場を含む。また、住居の用に供する部分を除く。)に供給し、当該施設で消費する事業であること。

イ 年間発電量が、当該電気を供給する施設の年間消費電力量の範囲内であること。

ウ 設備の導入に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」(最新版)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

エ 第四号に規定する助成対象事業又は都の資金を原資とする助成事業で蓄電池に対する助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある者が、当該蓄電池の設置施設に、新たに本助成金の交付を受けて設備を設置する事業にあつては、当該設備の発電容量が、当該蓄電池の定格容量を5時間で除した値以上であること。

オ 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

カ 再エネ設置地域との関係構築(別に定める要件を満たすものに限る。)を行うものであること。

四 蓄電池を単独で設置する事業

ア 都内の特定の施設(住居の用に供する部分を除く。以下「蓄電池設置施設」という。)に蓄電池を設置し、当該施設で消費する事業であること。

イ 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定の

ある事業でないこと。

ウ 蓄電池設置施設において蓄電池を増設する事業でないこと。

五 地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を都外に設置する事業

ア 当該設備から得られた電気を、当該設備を設置した都外の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）で消費する事業であること。ただし、都外の同一県内の連続する同一所有者の土地（以下、「当該土地」とする。）の一部に当該設備を設置し、当該設備から得られた電気を、当該土地の特定の施設に自営線により送電して消費する場合も対象とする。

イ 年間発電量が、当該電気を消費する施設の年間消費電力量の範囲内であること。

ウ 再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

エ 当該設備から得られた環境価値を次条に規定する本助成金の交付対象となる事業者（以下、「助成対象事業者」という。）が都内の特定の施設（建設工事現場を含む。また、住居の用に供する部分を除く。）において別に定める方法で自ら利用する事業であること。

オ 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

2 無線設備に対する障害防止措置を行う事業は、別に定める期間中に実施するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に太陽光発電システムを既に設置している事業であること。

二 太陽光発電システムの設置が原因となって発生した無線設備に対する障害防止措置を講じる必要があること。

三 当該太陽光発電システムの製造者等との協議等により、当該太陽光発電システムの所有者の負担とされたものであること。

（助成対象事業者）

第5条 助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する者とする（次項の場合を除く。）。

一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であって、都内に事務所又は事業所を有すること。

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ク 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等

ケ 法律により直接設立された法人

コ アからケまでに準ずる者として公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が
適当と認める者

二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、東京都から助成金等停止措置
又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切で
あると認められる者であること。

2 需要家が、地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を設置し発電を行う事業者（以下「発電
事業者」という。）との間で、当該設備から得られた再エネ電気等を特定の施設に対して供給す
る契約を締結し、又は締結しようとし、共同して助成対象事業を実施しようとする場合にあって
は、当該発電事業者と共同で交付申請を行う場合に限り、助成金の交付対象とする。この場合に
おいて、交付申請を行う需要家及び発電事業者は、いずれも前項に掲げる要件を全て満たす者で
なければならない。

3 リース事業者が助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすときに限
り、助成金の交付対象とする。

一 リース事業者が第1項に掲げる要件を全て満たし、助成事業完了までに助成対象事業を実施
するリース使用者とリース契約を締結していること。

二 前号のリース使用者が、前2項に掲げる要件を全て満たす者であること。

三 リース事業者及びリース使用者が共同で交付申請を行うこと。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関
係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に
該当する者がある者

（助成対象設備）

第6条 助成対象設備は、次の各号のいずれかであって、当該各号に掲げる要件を全て満たすもの
とする。

一 第4条第1項に規定する助成対象事業により設置する地産地消型再生可能エネルギー発電
等設備、地産地消型再生可能エネルギー熱利用設備及び蓄電池

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項により申請され
た発電事業に用いるものでないこと。ただし、交付申請時点で再生可能エネルギー電気の利
用の促進に関する特別措置法第11条により廃止の届出を行った発電事業については、この
限りではない。

イ 未使用品であること。

ウ 助成対象設備の種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

二 第4条第2項に規定する助成対象事業により設置する無線設備に対する障害防止措置に係る機器

ア 未使用品であること。

(助成対象経費)

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号のいずれかとする。

一 第4条第1項に規定する助成対象事業

ア 助成対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、別表に掲げるもの。

イ 第4条第1項第一号、第三号及び第五号に規定する助成対象事業において蓄電池を導入する場合、本事業で設置する地産地消型再生可能エネルギー発電設備の発電容量に5時間に乗じた値以下の蓄電池の定格容量に係る経費。

ウ イの場合において、第4条第1項第四号に規定する助成対象事業によって蓄電池が既に設置されている又は設置予定である施設に蓄電池を導入する場合、イによる助成対象経費の合計額は、本事業で設置する地産地消型再生可能エネルギー発電設備の発電容量に5時間に乗じた値から第4条第1項第四号に規定する助成対象事業により設置した、又は設置する蓄電池の定格容量を控除した値の蓄電池の定格容量に係る経費を超えることができない。

エ 第4条第1項第四号に規定する助成対象事業において、地産地消型再生可能エネルギー発電設備が既に設置されている又は設置予定がある施設に蓄電池を導入する場合は、当該地産地消型再生可能エネルギー発電設備の発電容量に5時間に乗じた値以下の蓄電池の定格容量に係る経費。

二 第4条第2項に規定する助成対象事業

ア 無線設備に対する障害防止措置に係る機器費及び工事費

(助成金額)

第8条 第4条第1項第一号、第四号及び第五号に規定する助成対象事業者における助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、次の各号に掲げる助成対象事業者の種別（助成対象事業者が共同申請により2者以上いる場合にあっては需要家の種別）に応じて当該各号に掲げる額（当該助成対象経費に国からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は助成対象事業に関し寄附金その他の収入額があるときは、あらかじめこれらを控除した額とする。次項において同様とする。）とする。ただし、第4条第1項第五号に規定する助成対象事業のうち、ガラスレス製品の太陽光発電設備（別に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）を設置する場合にあっては、当該助成対象事業者の種別に応じて第一号ア又は第二号アに規定する額とする。

一 中小企業者及び第5条第1項第一号ウからコまでに規定する者 助成対象経費の3分の2以内の額。ただし、助成対象事業において次に掲げる設備を設置する場合にあっては、以下に掲げる額とする。

ア 太陽光発電設備（イに掲げるものを除く。）

本号により算定して得た額又は太陽光発電システムの発電出力に1kW当たり20万円を乗

じて得た額のいずれか少ない額

イ ガラスレス製品の太陽光発電設備

助成対象経費の5分の4以内の額又は太陽光発電システムの発電出力に1kW当たり30万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

ウ 蓄電池

助成対象経費の4分の3以内の額又は蓄電池定格容量に1kWh当たり15万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

二 前号に規定する者以外の者 助成対象経費の2分の1以内の額。ただし、助成対象事業において次に掲げる設備を設置する場合にあっては、以下に掲げる額とする。

ア 太陽光発電設備（イに掲げるものを除く。）

本号により算定して得た額又は太陽光発電システムの発電出力に1kW当たり15万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

イ ガラスレス製品の太陽光発電設備

助成対象経費の4分の3以内の額又は太陽光発電システムの発電出力に1kW当たり25万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

ウ 蓄電池

助成対象経費の3分の2以内の額又は蓄電池定格容量に1kWh当たり13万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

2 第4条第1項第二号及び第三号に規定する助成対象事業における助成金額は、次の各号に掲げる助成対象事業者の種別（助成対象事業者が共同申請により2者以上いる場合にあっては需要家の種別）に応じて当該各号に掲げる額とする。

一 中小企業者及び第5条第1項第一号ウからコまでに規定する者 助成対象経費の4分の3以内の額。ただし、助成対象事業において次に掲げる設備を設置する場合にあっては、以下に掲げる額とする。

ア 太陽光発電設備

本号により算定して得た額又は太陽光発電システムの発電出力に1kW当たり22万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

イ 蓄電池

本号により算定して得た額又は蓄電池定格容量に1kWh当たり15万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

二 前号に規定する者以外の者 助成対象経費の3分の2以内の額。ただし、助成対象事業において次に掲げる設備を設置する場合にあっては、以下に掲げる額とする。

ア 太陽光発電設備

本号により算定して得た額又は太陽光発電システムの発電出力に1kW当たり20万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

イ 蓄電池

本号により算定して得た額又は蓄電池定格容量に1kWh当たり13万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

- 3 第4条第1項第一号、第二号、第三号及び第五号に規定する助成対象事業における助成金額の上限は、次の各号に掲げるものとする。ただし、地産地消型再生可能エネルギー発電等設備（太陽光発電設備及び蓄電池設備を除く。）を設置する場合にあっては、別に定める投資回収年数が別に定める処分制限期間以下となる額又は上限金額のいずれか少ない額を上限とする。
- 一 第4条第1項第一号、第二号及び第三号に規定する助成対象事業における助成金額は、一の助成対象事業につき 200,000,000 円を上限とする。
 - 二 第4条第1項第五号に規定する助成対象事業における助成金額は、本事業で設置する地産地消型再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を乗じた値以上の定格容量を有する蓄電池を設置する場合、前号のとおりとする。ただし、それ以外の場合にあっては、助成対象事業における助成金額は、一の助成対象事業につき 100,000,000 円を上限とする。
- 4 第4条第1項第四号に規定する助成対象事業における助成金額は、次の各号に掲げる助成対象事業者の種別（助成対象事業者が共同申請により2者以上いる場合にあっては需要家の種別）に応じて、一の助成対象事業につき次の各号に掲げる金額を上限とする。
- 一 第1項第一号に掲げる者 9,000,000 円
 - 二 第1項第二号に掲げる者 8,000,000 円
- 5 第4条第2項に規定する助成対象事業における助成金額は、助成対象経費の10分の10とする。ただし、パワーコンディショナ1台当たりの上限額は100,000円とする。
- 6 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（本事業の実施体制）

第9条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公社に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - ア 第二号の基金を原資として、第4条から前条までに規定する助成金の交付を行うこと。
 - イ 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

（本事業の実施期間）

第10条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 助成金の交付申請の募集期間は、令和6年度から令和8年度までとする。
- 二 助成金の交付期間は、令和6年度から令和10年度までとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 6 年 2 月 29 日付 5 産労産事第 534 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 23 日付 6 産労産事第 435 号）

この要綱は、令和 6 年 10 月 23 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 20 日付 6 産労産事第 610 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 30 日付 7 産労産事第 672 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 助成対象経費

費目	内容
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費（事前調査費を含む。）
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費